

防整施（事）第147号  
28.3.31

大臣官房長  
整備計画局長  
地方協力局長  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令  
の取扱いについて（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成28年4月1日から適用すること  
とされたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取  
扱いについて（防防施第2290号。13.3.27）は平成28年3月31日  
をもって廃止する。

添付書類：別紙

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び  
同施行令の取扱いについて

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）において、各省各庁の長が行うこととされた事務について、以下のとおり定める。

第1 建設工事の発注見通しに関する事項等の公表

大臣官房長、防衛大学校長、防衛医科大学校長、防衛研究所長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監、各地方防衛局長、防衛装備庁長官（以下「各機関等の長等」という。）は、法第4条及び第5条に規定された情報の公表を行うものとする。

第2 公正取引委員会等への通知

各機関等の長等は、法第10条に規定された公正取引委員会への通知及び法第11条に規定された国土交通大臣及び都道府県知事への通知について、適切に対応するものとする。

第3 入札金額の内訳の確認

各機関等の長等は、法第13条に規定された適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、入札金額の内訳書の確認その他の必要な措置を講ずるものとする。

第4 工事現場の施工体制の点検

各機関等の長等は、法第16条に規定された当該工事現場の施行体制が施行体制台帳に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講ずるものとする。

第5 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

各機関の長等は、法第17条の規定により定められた適正化指針に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第6 他省庁からの委任に基づく工事の取扱い

他省庁からの委任に基づく工事の実施に当たっては、第1から第4までによるものとする。

## 第7 その他

この通達の実施に関し必要な事項については、整備計画局長が別に定めるものとする。